

別紙

建築物の用途別による尿浄化槽の処理
対象人員算定基準(JIS A 3302—1988)

1 適用範囲 この規格は、建築物の用途別による尿浄化槽の処理対象人員算定基準について規定する。

2 建築用途別処理対象人員算定基準 建築物の用途別による尿浄化槽の処理対象人員算定基準は、表のとおりとする。

ただし、建築物の使用状況により、表が明らかに実情と添わないと考えられる場合は、この算定人員を増減することができる。

3 特殊の建築用途の適用

3.1 特殊の建築用途の建築物又は定員未定の建築物については、表に準じて算定する。

3.2 同一建築物が2以上の異なった建築用途に供される場合は、それぞれの建築用途の項を適用加算して処理対象人員を算定する。

3.3 2以上の建築物が共同で尿浄化槽を設ける場合は、それぞれの建築用途の項を適用加算して処理対象人員を算定する。

3.4 学校その他で、特定の収容される人だけが移動することによって、2以上の異なった建築用途に使用する場合には、3.2及び3.3の適用加算又は建築物ごとの建築用途別処理対象人員を軽減することができる。

表

類似用途別番号	建 築 用 途			処 理 対 象 人 員	
				算 定 式	算 定 単 位
1	集会場施設関係	イ	公会堂・集会場・劇場 映画館・演芸場	$n = 0.08A$	n：人員(人) A：延べ面積(m ²)
		ロ	競輪場・競馬場・ 競艇場	$n = 16c$	n：人員(人) c ⁽¹⁾ ：総便器数(個)
		ハ	観覧場・体育館	$n = 0.065A$	n：人員(人) A：延べ面積(m ²)
2	住宅施設	イ	住 宅	$n = 5 + \left(\frac{A - 100}{30} \right)$	n：人員(人) ただし、Aが100m ² 以下の場合は5人とし、Aが220m ² を超える場合は10人とする。 A：延べ面積(m ²)
		ロ	共同住宅	$n = 0.05A$	n：人員(人) ただし、1戸当たりのnが、3.5人以下の場合は、1戸当たりのnを3.5人又は2人(1戸が1居室 ⁽²⁾ だけで構成されている場合に限る)とし、1戸当たりのnが6人以上の場合は1戸当たりのnを6人とする。 A：延べ面積(m ²)

	関係	ハ	下宿・寄宿舍		$n = 0.07A$	n：人員(人) A：延べ面積(m ²)
		二	学校寄宿舍・自衛隊キャンプ宿舎・老人ホーム・養護施設		$n = P$	n：人員(人) P：定員(人)
3	宿泊施設関係	イ	ホテル・旅館	結婚式場又は宴会場を有する場合	$n = 0.15A$	n：人員(人) A：延べ面積(m ²)
				結婚式場又は宴会場を有しない場合	$n = 0.075A$	
		ロ	モ－テ－ル		$n = 5R$	n：人員(人) R：客室数
		ハ	簡易宿泊所・合宿所・ユースホステル・青年の家		$n = P$	n：人員(人) P：定員(人)
4	医療施設関係	イ	病院・療養所・伝染病院	業務用のちゅう(厨)房設備又は洗濯設備を設ける場合	300床未満の場合 $n = 8B$	n：人員(人) B：ベッド数(床)
					300床以上の場合 $n = 11.43(B - 300) + 2,400$	
				業務用のちゅう(厨)房設備又は洗濯設備を設けない場合	300床未満の場合 $n = 5B$	
					300床以上の場合 $n = 7.14(B - 300) + 1,500$	
		ロ	診療所・医院		$n = 0.19A$	n：人員(人) A：延べ面積(m ²)
5	店舗関係	イ	店舗・マーケット		$n = 0.075A$	n：人員(人) A：延べ面積(m ²)
		ロ	百貨店		$n = 0.15A$	
		ハ	飲食店	一般の場合	$n = 0.72A$	
				汚濁負荷の高い場合	$n = 2.94A$	
				汚濁負荷の低い場合	$n = 0.55A$	
		二	喫茶店		$n = 0.80A$	

6	娯楽施設関係	イ	玉 突 場 ・ 卓 球 場		$n = 0.075A$	n : 人員(人) A : 延べ面積(m ²)
		ロ	パ チ ン コ 店		$n = 0.11A$	
		ハ	囲 碁 ク ラ ブ ・ マ ー ジ ャ ン ク ラ ブ		$n = 0.15A$	
		ニ	デ ィ ス コ		$n = 0.50A$	
		ホ	ゴ ル フ 練 習 場		$n = 0.25S$	n : 人員(人) S : 打席数(席)
		ヘ	ボ ー リ ン グ 場		$n = 2.50L$	n : 人員(人) L : レーン数(レーン)
		ト	バ ッ テ ィ ン グ 場		$n = 0.20S$	n : 人員(人) S : 打席数(席)
		チ	テニス 場	ナイター設備 を設ける場合	$n = 3S$	n : 人員(人) S : コート面数(面)
				ナイター設備 を設けない場 合	$n = 2S$	n : 人員(人) S : コート面数(面)
		リ	遊 園 地 ・ 海 水 浴 場		$n = 16c$	n : 人員(人) c ⁽¹⁾ : 総便器数(個)
		ヌ	プ ー ル ・ ス ケ ー ト 場		$n = \frac{20c + 120u}{8} \times t$	n : 人員(人) c : 大便器数(個) u ⁽³⁾ : 小便器数(個) t : 単位便器当たり1日 平均使用時間(時間) t = 1.0 ~ 2.0
		ル	キ ャ ン プ 場		$n = 0.56P$	n : 人員(人) P : 収容人員(人)
		ヲ	ゴ ル フ 場		$n = 21H$	n : 人員(人) H : ホール数(ホール)
7	駐 車 場 関 係	イ	サービ ス エ リ ア	便 所	$n = 6.15P$	n : 人員(人) P : 駐車ます数(ます)
				売 店	$n = 1.50P$	
		ロ	駐 車 場 ・ 自 動 車 車 庫		$n = \frac{20c + 120u}{8} \times t$	n : 人員(人) c : 大便器数(個) u ⁽³⁾ : 小便器数(個) t : 単位便器当たり1日 平均使用時間(時間) t = 0.4 ~ 2.0
		ハ	ガ ソ リ ン ス タ ン ド		$n = 20$	n : 人員(人) 1営業所当たり

8	学校施設関係	イ	保育所・幼稚園 小学校・中学校		$n = 0.25P$	n：人員(人) P：定員(人)
		ロ	高等学校・大学・ 各種学校		$n = 0.31P$	
		ハ	図書館		$n = 0.08A$	n：人員(人) A：延べ面積(m^2)
9	事務所関係	イ	事務所	業務用ちゅう (厨)房設備を 設ける場合	$n = 0.075A$	n：人員(人) A：延べ面積(m^2)
				業務用ちゅう (厨)房設備を 設けない場合	$n = 0.06A$	
10	作業場関係	イ	工場・ 作業所・研 究所・試 験所	業務用ちゅう (厨)房設備を 設ける場合	$n = 0.75P$	n：人員(人) P：定員(人)
				業務用ちゅう (厨)房設備を 設けない場合	$n = 0.30P$	
11	1～10の用途に属さない施設	イ	市場		$n = 0.02A$	n：人員(人) A：延べ面積(m^2)
		ロ	公衆浴場		$n = 0.17A$	
		ハ	公衆便所		$n = 16c$	n：人員(人) $c^{(1)}$ ：総便器数(個)
		ニ	駅・ バス・ ターミ ナル	$P < 100.000$ の場合	$n = 0.008P$	n：人員(人) P：乗降客数(人/日)
				$100.000 \leq P < 200.000$ の場合	$n = 0.010P$	
				$200.000 \leq P$ の場合	$n = 0.013P$	

注 (1) 大便器数、小便器数及び両用便器数を合計した便器数。

(2) 居室とは、建築基準法による用語の定義でいう居室であって、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。ただし、共同住宅における台所及び食事室を除く。

(3) 女子専用便所にあつては、便器数のおおむね1/2を小便器とみなす。